



島根県報

平成21年10月6日（火）

第2,126号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定（4件）	（森 林 整 備 課）	2
保安林予定森林（2件）	（ ” ）	3
保安林の指定施業要件の変更	（ ” ）	4
水産業協同組合法施行細則第19条の規定に基づく様式の廃止	（水 産 課）	5
島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	（中 小 企 業 課）	5

【特定調達公告】

島根県環境放射線情報システム更新及び保守業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（消 防 防 災 課）	5
--	-------------	---

【教委告示】

博物館登録原簿への登録	（文 化 財 課）	6
-------------	-----------	---

【正 誤】

平成21年5月15日付け島根県報第2,085号中	（森 林 整 備 課）	6
平成21年7月14日付け島根県報第2,102号中	（ ” ）	6

告**示****島根県告示第692号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年10月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市伯太町西母里681-1、2002-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第693号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年10月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市鹿島町佐陀本郷字寺ノ空2480-1、字柿ノ内空2493、字前畑ノ空2494、字面ノ空2496から2499まで、字御崎谷2501

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第694号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年10月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町上西横手1、4、4-1、6、7、上西八本木11

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第695号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年10月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町上西下坂5から8まで、28、上西庵北8-1、9、10、11-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第696号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年10月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町野萱859-1、2123-1、2123-10、2123-12、2126、2127-1、2127-3、2150、2153-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第697号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年10月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡海士町大字崎1117-1、1214-1、1214-3、1222-1、1223

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び海士町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第698号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年10月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

平成14年3月8日島根県告示第241号（1に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第699号

水産業協同組合法施行細則第19条の規定に基づく様式（平成12年島根県告示第311号）は廃止し、平成21年10月6日から施行する。

平成21年10月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第700号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成21年10月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表緊急融資の部資金繰り円滑化支援緊急資金の項中「40,000,000円」を「80,000,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成21年10月13日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、平成21年10月13日以後の申込みに係る融資について適用し、同日前の申込みに係る融資については、なお従前の例による。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成21年10月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等の名称及び数量

島根県環境放射線情報システム更新及び保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部消防防災課原子力安全対策室 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成21年9月16日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社日立製作所中国支社 広島県広島市中区袋町5番25号

5 落札金額

350,700,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成21年8月7日

教 育 委 員 会 告 示**島根県教育委員会告示第12号**

博物館法（昭和26年法律第285号）第12条の規定により、平成21年10月6日博物館登録原簿に次のとおり登録した。

平成21年10月6日

島根県教育委員会委員長 山根 昊一郎

登録番号	設置者の名称	博物館の名称	博物館の所在地
第19号	島根県	島根県立古代出雲歴史博物館	出雲市大社町杵築東99番地4

正 誤

平成21年5月15日付け島根県報第2,085号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
6	上から5	ロ245内4	ロ245－4（地積3.3平方メートル）

平成21年7月14日付け島根県報第2,102号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から17	ロ245内4	ロ245－4（地積3.3平方メートル）